

平成十五年財務省令第四十五号

独立行政法人国立印刷局に関する省令
独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）及び独立行政法人国立印刷局法（平成十四年法律第四十一号）並びに独立行政法人国立印刷局法施行令（平成十四年政令第三百八十二号）第四条第二項の規定に基づき、独立行政法人国立印刷局に関する省令を次のように定める。

（通則法第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産）

第一条 独立行政法人国立印刷局（以下「印刷局」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であつて、その通則法第四十六条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日（各項ただし書の場合にあつては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十五条の十第一項の事業計画の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあつては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二の規定による处分が不適当なものを除く。）その他財務大臣が定める財産とする。

（監査報告の作成）

第一条の二 印刷局に係る通則法第十九条第四項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。
この場合において、役員（監事を除く。第一号及び第五項において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一 印刷局の役員及び職員

二 その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、印刷局の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

5 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

五 印刷局法第十一項第五号に規定する国債証券、印紙、郵便切手、郵便葉書、旅券

一 印刷局の業務及びその内容

その他の公共上の見地から必要な印刷物（電磁的記録を含む。）の製造又は印刷に関する事項

六 印刷局法第十一項第六号に規定する調査、試験、研究又は開発に関する事項

七 印刷局法第十一項第二項に規定する書き入紙製造取締法（昭和二十二年法律第百四十九号）第二項の規定に基づく、同項の調査に関する事項

八 印刷局法第十一項第三項第一号に規定する銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、郵便葉書、旅券その他の印刷物（電磁的記録を含む。）の製造又は印刷に関する事項

九 印刷局法第十一項第三項第一号に規定する調査、試験、研究又は開発に関する事項

十 業務の委託に関する基準

十一 競争入札その他契約に関する基本的事項

十二 その他業務の執行に関して必要な事項（事業計画の認可の申請）

十三 印刷局は、通則法第三十五条の十第一項の規定により事業計画の認可を受けようとするときは、当該事業計画を記載した申請書を、当該事業年度開始日の三十日前までに、財務大臣に提出しなければならない。

十四 印刷局は、通則法第三十五条の十第一項後段の規定により事業計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。

十五 印刷局は、通則法第三十五条の十第一項後段の規定により事業計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。

十六 印刷局は、前項に規定する報告書が提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

（業務運営の効率化に関する事項の実施状況等報告書）

十七 印刷局に係る通則法第三十五条の十一第一項第七号に規定する主務省令で定める業務運営に関する事項は、人事に関する計画、施設及び設備に関する計画、前事業年度の終了時の積立金の使途その他年度目標を達成するために必要な事項とする。

十八 印刷局は、前項に規定する報告書が提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

（業務運営の効率化に関する事項の実施状況等報告書）

十九 印刷局に係る通則法第三十五条の十一第一項第二項に規定する主務省令で定める期間とすると。

二十 印刷局に係る通則法第三十五条の十一第一項第二項に規定する主務省令で定める期間は、五年とする。

二十一 印刷局に係る通則法第三十五条の十一第一項の報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。その際、印刷局は、当該報告書が同条第二項の評価の根拠となる情報を提供するため作成されるものであることに留意しつつ、印刷局の事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して次に掲げる事項を記載するものとする。

二十二 第五条に定める期間における年度目標に定める業務運営の効率化に関する事項の実施状

つつ、印刷局の事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して次に掲げる事項を記載するものとする。

二十三 当該業務の実績が通則法第三十五条の九第二項第一号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第二号から第四号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

二十四 年度目標及び事業計画の実施状況

二十五 当該業務の実績に係る指標がある場合にハは、当該指標及び最近五年間の当該指標の数値

二十六 最近五年間の当該業務の実績に係る財務情報及び人員に関する情報

二十七 当該業務の実績が通則法第三十五条の九第二項各号に掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について印刷局が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

二十八 当該業務の実績に係る指標がある場合には、当該指標及び最近五年間の当該指標の数値

二十九 最近五年間の当該業務の実績に係る財務情報

三十 業務運営上の課題が検出された場合にハは、当該課題及び当該課題に対する改善方策

三十一 業務運営上の課題が検出された場合にハは、当該課題及び当該課題に対する改善方策

三十二 業務運営上の課題が検出された場合にハは、当該課題及び当該課題に対する改善方策

三十三 業務運営上の課題が検出された場合にハは、当該課題及び当該課題に対する改善方策

三十四 業務運営上の課題が検出された場合にハは、当該課題及び当該課題に対する改善方策

三十五 業務運営上の課題が検出された場合にハは、当該課題及び当該課題に対する改善方策

三十六 業務運営上の課題が検出された場合にハは、当該課題及び当該課題に対する改善方策

三十七 業務運営上の課題が検出された場合にハは、当該課題及び当該課題に対する改善方策

三十八 業務運営上の課題が検出された場合にハは、当該課題及び当該課題に対する改善方策

三十九 業務運営上の課題が検出された場合にハは、当該課題及び当該課題に対する改善方策

四十 業務運営上の課題が検出された場合にハは、当該課題及び当該課題に対する改善方策

四十一 業務運営上の課題が検出された場合にハは、当該課題及び当該課題に対する改善方策

四十二 業務運営上の課題が検出された場合にハは、当該課題及び当該課題に対する改善方策

四十三 業務運営上の課題が検出された場合にハは、当該課題及び当該課題に対する改善方策

況。なお、当該実施状況は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。
 イ 当該期間における年度目標及び事業計画の実施状況
 ロ 当該期間における業務運営の状況
 ハ 当該事項に関する指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値
 二 前号に掲げる当該事項の実施状況について印刷局が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならぬ。
 (財務諸表)

第九条 印刷局に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準にいう行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。

イ 当該期間における年度目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由
 ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策
 ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況
 印刷局は、前項に規定する報告書を財務大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。
 (企業会計原則等)

第八条 印刷局の会計については、この省令に定めるところによるものとする。ただし、この省令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2 金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

3 平成十一年四月二十七日の中央省令等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準（以下「独立行政法人会計基準」という。）は、この省令に準ずるものとして、第一項に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人会計の基準に該当するものとする。

(会計監査報告の作成)

第十二条の二 印刷局に係る通則法第三十九条第一項の規定により主務省令で定める事項については、この条に規定する主務省令で定める期間は、五年とする。

四 第二号の意見があるときは、事業報告書（会計に関する部分を除く。）の内容と通則法第三十九条第一項に規定する財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容

動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。(損益計算書の様式)

第十一条 印刷局に係る損益計算書は、別紙様式により作成しなければならない。

第十二条 印刷局に係る独立行政法人会計基準にいうセグメント情報は、行政コスト、印刷局の業務運営に関する国民の負担に帰せられるコスト、売上高、営業費用、営業利益又は営業損失、営業外損益、特別損益、総損益及び総資産額とする。

(事業報告書の作成)

第十三条の二 印刷局に係る通則法第三十八条第二項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

二 事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 印刷局の目的及び業務内容

二 国の政策における印刷局の位置付け及び役割

三 年度目標の概要

四 理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略

五 事業計画の概要

六 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

七 業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策

八 業績の適正な評価に資する情報

九 業務の成果及び当該業務に要した資源

十 予算及び決算の概要

十一 財務諸表の要約

十二 財政状態及び運営状況の理事長による説明

十三 内部統制の運用状況

十四 印刷局に関する基礎的な情報

(会計監査報告の作成)

第十二条の二 印刷局に係る通則法第三十九条第一項の規定により主務省令で定める事項については、この条に規定する主務省令で定める期間は、五年とする。

四 第二号の意見があるときは、事業報告書（会計に関する部分を除く。）の内容と通則法第三十九条第一項に規定する財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容

六 会計監査報告を作成した日

七 会計監査報告を作成した日

八 前項第五号に規定する「追記情報」とは、次

は損失の処理に関する書類、事業報告書（会

計に関する部分に限る。)及び決算報告書に

関して必要な報告

一 印刷局の役員（監事を除く。）及び職員

二 その他会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

三 会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表及び同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

一 会計監査人の監査の方法及びその内容

二 財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び第四項において同じ。）が印刷局の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでの間に掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 無限定適正意見 監査の対象となつた財務諸表が独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、印刷局の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨

ロ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となつた財務諸表が除外事項を除き独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、印刷局の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨

ハ 不適正意見 監査の対象となつた財務諸表が不適正である旨及びその理由

ユ おいて適正に表示していると認められる旨及び除外事項

三 一 対象事業年度において印刷局が印刷局法附則第七条の規定により国庫に納付した額から同事業年度において発生した同項の規定による負担金に係る退職給付費用の額を控除した額

二 対象事業年度において印刷局が国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）第五十四条第一項の規定により負担した額から同事業年度において発生した同項の規定による負担金に係る退職給付費用の額を控除した額

三 一 対象事業年度において印刷局が支払った退職給付費用の額を控除した額

四 次項の規定により前事業年度から繰り越された金額

五 前項各号に掲げる金額の合計額が印刷局法第十五条第一項各号に定める金額を超えるとき

は、当該超える額に相当する金額は、対象事業年度の次の事業年度に繰り越すものとする。
(積立金の処分に係る承認申請書の添付書類)

第十四条 印刷局法施行令第四条第二項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 対象事業年度の事業年度末の貸借対照表
- 二 対象事業年度の損益計算書
- 三 承認を受けようとする金額の計算の基礎を明らかにした書類

(短期借入金の認可の申請)

第十五条 印刷局は、通則法第四十五条第一項ただし書の規定により短期借入金の認可を受けようとするとき、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。

- 一 借入れを必要とする理由
- 二 借入金の額
- 三 借入先
- 四 借入金の利率
- 五 借入金の償還の方法及び期限
- 六 利息の支払の方法及び期限
- 七 その他必要な事項

第十六条 印刷局は、印刷局法第十六条第一項の規定により長期借入金の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。

- 一 借入れを必要とする理由
- 二 借入金の額
- 三 借入先
- 四 借入金の利率
- 五 借入金の償還の方法及び期限
- 六 利息の支払の方法及び期限
- 七 その他必要な事項

(長期借入金の認可の申請)

(独立行政法人国立印刷局債券の募集事項)

第十七条 印刷局法施行令第七条第一号の財務省令で定める事項は、募集独立行政法人国立印

- 刷局債券(以下「募集国立印刷局債券」といふ)と引換えにする金銭の払込みに代えて金銭以外の財産を給付する旨の契約を締結する場合におけるその契約の内容とする。
- （募集国立印刷局債券の申込みをしようとする者に対する通知すべき事項）
- （独立行政法人国立印刷局債券の募集事項）

第十八条 印刷局法施行令第八条第一項の財務省令で定める事項は、印刷局法第十六条第四項の

規定による募集国立印刷局債券の発行に関する事務の委託を受ける者を定めた場合におけるその名称及び住所とする。

(書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等)

第十九条 印刷局法施行令第八条第三項に規定する事項を電磁的方法(次条に規定する方法をいう。以下この条において同じ。)により提供し

ようとする者は、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

イ 電子情報処理組織を使用する方法のうち

イイ 電子情報処理組織を使用する方法のうち

イイイ 電子情報処理組織を使用する方法のうち

イイイイ 電子情報処理組織を使用する方法のうち

イイイイイ 電子情報処理組織を使用する方法のうち

イイイイイイ 電子情報処理組織を使用する方法のうち

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電磁的方法により記録する方法

気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことがで

きる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを作成する方法

二 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(独立行政法人国立印刷局債券の種類)

2

印 刷 局 債 券 とい う。」の利 率

一 独立行政法人国立印刷局債券(以下「国

二 国立印刷局債券の償還の方法及び期限

三 利息支払の方法及び期限

四 国立印刷局債券の債券を発行するときは、

五 その旨

印 刷 局 法 第 十 六 条 第 四 項 の 規 定 に よ る 募 集

國立印刷局債券の発行に関する事務の委託を受ける者を定めたときは、その名称及び住所

(國立印刷局債券原簿の記載事項)

二 印刷局法施行令第十二条第一項第五号の財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 募集国立印刷局債券と引換えにする金銭の払込みに代えて金銭以外の財産の給付があつたときは、その財産の価額及び給付の日

二 印刷局債券の債権者が募集国立印刷局債券と引換えにする金銭の払込みをする債務と印刷局に対する債権とを相殺したときは、

その債権の額及び相殺をした日

(國立印刷局債券原簿の閲覧権者)

第二十三条 印刷局法施行令第十三条第二項の財務省令で定める者は、国立印刷局債券の債権者

を表示する方法)

(償還計画の認可の申請)

は、通則法第三十五条の十第一項前段の規定により事業計画の認可を受けた後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。ただし、償還計画の変更の認可を受けようとするときは、その都度提出しなければならない。

一 長期借入金の総額及び当該事業年度における借入見込額並びにその借入先

二 国立印刷局債券の総額及び当該事業年度における発行するものの引受けの見込み

三 長期借入金及び国立印刷局債券の償還の方

法及び期限

四 その他必要な事項

(譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引)

一 印刷局が通則法第四十条の二第二項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができます。

(通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産)

二 印刷局が通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産は、土地及び建物とする。

(通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産の処分等の認可の申請)

二 印刷局は、通則法第四十八条の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること(以下この条において「処分等」という。)について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。

三 処分等に係る財産の内容及び評価額

一 処分等の条件

二 処分等の方法

三 处理の方法

四 印刷局の業務運営上支障がない旨及びその他の事項

(通貨制度の安定に重大な影響を与えるおそれのある事項)

二 印刷局法第十三条规定する財務省

令で定めるものは、次とのおりとする。

一 銀行券の偽造を防止するための製造の方法に

に關する技術に係る基本的事項

二 銀行券の製造及び納入に関する日本銀行との契約において定められる確実な製造の確保

に係る基本的事項その他製造計画（印刷局法第十二条に規定する製造計画をいう。）の円滑な実施に重大な影響を与えるものとして契約に定められる銀行券の製造についての基本的事項

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

（政府出資から控除される引当金）

第二条 印刷局法附則第四条第二項に規定する財務省令で定める引当金は、賞与引当金及び退職給付引当金とする。

（平成二十七年三月三十一日に終わる事業年度を含む中期目標の期間に係る国庫納付金の納付の特例）

第三条 印刷局法第十五条第一項の規定による国庫納付金で平成二十七年三月三十一日に終わる事業年度を含む通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間に係るもの額は、第十三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合計額とする。

一 印刷局法第十五条第一項第二号に定める金額のうち、平成二十三年六月三日の閣議決定「国家公務員の給与減額支給措置について」及び平成二十二年十月二十八日の閣議決定「公務員の給与改定に関する取扱いについて」に基づいて減額された給与の額に相当する額

二 印刷局法第五十五条第一項第二号に定める金額から前号に掲げる金額を控除した額について第十三条の規定を準用して計算した額

令第五七号

この省令は、平成二十二年十一月二十七日から施行する。

附 則（平成二十五年三月二十九日財務省令（施行期日））

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年三月三一日財務省令（施行期日））

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第一条中独立行政法人造幣局に関する省令附則第五条の改正規定及び第二条中独立行政法人国立印刷局に関する省令附則第三条の改正規定は、公布の日から施行する。（独立行政法人国立印刷局に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 施行日を含む事業年度の事業計画に係る事業計画の実施状況／口 当該期間における業計画の実施状況／口 当該期間における事業計画の実施状況／口 当該期間における年度目標及び事

印刷局に関する省令（以下この条において「新規業務の実績による評価を受けようとする場合における新印刷局省令第六条の規定の適用により施行日の前に終了した事業年度に係る業務の実績に関する評価を受けようとする場合における新印刷局省令第六条の規定の適用については、同項第一項中「当該事業年度開始日の三十日前までに」とあるのは「平成二十七年四月一日以後最初の年度目標の指示を受けた後遅滞なく」とする。）

改正法附則第十一条第三項の規定により適用される新通則法第三十五条の十一第一項の規定により施行日の前に終了した事業年度に係る業務の実績に関する評価を受けようとする場合における新印刷局省令第六条の規定の適用については、同項第一項中「事業計画（通則法第三十五条の十第一項の規定による認可を受けた事業計画をいう。第一号イ及び次条第一項において同じ。）とあるのは「平成二十六年度の年度計画」と、同項第一号中「通則法第三十五条の九第二項第一号」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の規定による改正前の通則法（次号において「旧通則法」という。）第二十九条第一項第三号」と、「同項第二号から第四号まで」とあるのは「同項第二号、第四号及び第五号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならぬこと。／イ 中期目標及び中期計画の実施状況十五条の十第一項の規定による認可を受けた事業計画をいう。第一号イ及び次条第一項において同じ。）とあるのは「平成二十六年度の年度計画」と、同項第一号中「通則法第三十五条の九第二項第一号」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の規定による改正前の通則法（次号において「旧通則法」という。）第二十九条第一項第三号」と、「同項第二号から第四号まで」とあるのは「同項第二号、第四号及び第五号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならぬこと。／イ 中期目標及び中期計画の実施状況

前の通則法（次号において「旧通則法」という。）第十九条第二項第三号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならないこと。／イ 中期目標及び中期計画の実施状況

（新規業務の実績による評価を受けようとする場合における新印刷局省令第六条の規定は、同項第一項中「当該事業年度開始日の三十日前までに」とあるのは「平成二十七年四月一日以後最初の年度目標の指示を受けた後遅滞なく」とする。）

（以下この条において「旧印刷局法」という。）

（新規業務の実績による評価を受けようとする場合における新印刷局省令第六条の規定は、同項第一項中「当該事業年度開始日の三十日前までに」とあるのは「平成二十七年四月一日以後最初の年度目標の指示を受けた後遅滞なく」とする。）

（以下この条において「旧印刷局法」という。）

条中「印刷局法第十五条第一項の」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号。以下この条において「整備法」という。）附則第十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第十六条第一項の規定による改正前の印刷局法第十五条第一項の規定による「旧印刷局法」という。）

（以下この条において「旧印刷局法」という。）

別紙(第十条関係)		算出期間 (年月日～年月日)		(単位:円)	
		月	年	単	総
I. 売上高					
製品販賣のための高額	xxx				
販賣用販賣用具	xxx				
合計	xxx				
粗利	xxx				
製品販賣のための高額	xxx				
粗利	xxx				
返品修理引当金額入額	xxx				
返品修理引当金額入額	xxx				
然て粗利	xxx				
II. 営業費及び一般管理費					
販賣用及一般管理費	xxx				
販賣用及一般管理費	xxx				
粗利	xxx				
粗利	xxx				
粗利	xxx				
粗利	xxx				
粗利	xxx				
III. 賃料料金					
賃料料金	xxx				
賃料料金	xxx				
賃料料金	xxx				
IV. 費事費取扱					
費用取扱	xxx				
費用取扱	xxx				
費用取扱	xxx				
V. 費事費取扱					
費用取扱	xxx				
費用取扱	xxx				
VI. 特別損益					
特別損益	xxx				
特別損益	xxx				
VII. 特別損益					
特別損益	xxx				
特別損益	xxx				

1. 本表の記入欄へ、又は該品の記入欄を明らかにすべきもの必要があるときは、この欄に記入してある。
2. 平成20年4月1日付の小売業者登録簿等本部へ提出すべき手帳の記入欄に記入する。
3. 手帳の記入欄としてお書きされた基準に基づき、必要な各種書類を記入すること。